第六十九条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四章における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、第二十二条第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属する事業を所管する大臣及び経済産業大臣とする。

第六十九条を第七十二条とする。

第六十八条第一号中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項から第三項まで」を「第三十七条第一項から第六項まで」に、「第二十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第二号中「第二十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第三号中「第三十二条又は第三十四条」を「第四十六条又は第四十八条」に、「第四十一条第二項」を「第五十五条第二項」に改め、同条第四号中「第三十八条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第五号中「第四十二条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第六号中「第六十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条第七号中「第六十五条第三項」を「第六十六条第三項」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十七条の見出しを「（日本産業規格の尊重）」に改め、同条中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（産業標準化及び国際標準化の促進）

第七十条　国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

2　国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。第四項において同じ。）及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

3　事業者は、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

4　国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、産業標準化又は国際標準化に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第六章を第七章とする。

第五章の章名中「製品試験」を「製品試験等」に改める。

第五十七条第一項及び第五十八条中「製品試験」を「製品試験等」に改める。

第六十一条の見出しを「（廃止の届出）」に改める。

第六十四条第二項中「第二十一条第三項及び第四項」を「第二十九条第二項及び第三項」に改め、「立入検査に」の下に「ついて」を加える。

第六十六条中「製品試験」を「製品試験等」に改め、「鉱工業品」の下に「又は電磁的記録を記録した記録媒体」を加え、同条ただし書中「第六十五条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、第五章中同条を第六十八条とする。

第六十五条の二中「第六十四条の二」を「第六十五条」に改め、「試験所に」の下に「ついて」を加え、「第六十五条第二項」を「次条第二項」に、「第六十五条第一項」を「次条第一項」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十五条第一項中「製品試験」を「製品試験等」に改め、同条第二項中「規定による」を削り、「登録に」の下に「ついて」を、「いう。）に」の下に「ついて」を、「更新に」の下に「ついて、それぞれ」を加え、同条を第六十六条とする。

第六十四条の二中「第二十七条第二項第五号」を「第四十一条第二項第五号」に改め、同条を第六十五条とする。

第五章を第六章とする。

第四章の章名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十三条から第五十六条までを削る。

第四十二条第一項第一号中「第二十六条各号のいずれか」を「第四十条第一号又は第三号」に改め、同項第二号中「第三十一条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項」を「第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条第一項」に、「第三十九条」を「第五十三条」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項各号の規定による」を「第四十九条第二項各号の」に改め、同項第四号中「第三十六条又は第三十七条」を「第五十条又は第五十一条」に改め、同項第五号中「登録」の下に「又は第四十二条第一項の登録の更新」を、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同項第八号中「第四十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第四章第四節中同条を第五十六条とする。

第四十一条第二項中「第三十一条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第三十二条から第三十七条まで」を「第四十六条から第五十一条まで」に、「第三十九条」を「第五十三条」に、「準用する」を「ついて準用する」に、「第三十六条及び第三十七条」を「第五十条及び第五十一条」に改め、同条を第五十五条とする。

第四十条第二項中「第二十一条第三項及び第四項」を「第二十九条第二項及び第三項」に改め、「立入検査に」の下に「ついて」を加え、第四章第三節中同条を第五十四条とする。

第三十九条を第五十三条とする。

第三十八条第一項第一号中「第二十六条各号のいずれか」を「第四十条第一号又は第三号」に改め、同項第二号中「第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項」を「第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条第一項」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項各号の規定による」を「第四十九条第二項各号の」に改め、同項第五号中「登録」の下に「又は第四十二条第一項の登録の更新」を加え、同条を第五十二条とする。

第三十七条中「第三十一条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十一条とする。

第三十六条中「第二十七条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条を第五十条とする。

第三十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第七十四条第二号」を「第八十二条第二号」に改め、同条を第四十九条とし、第三十四条を第四十八条とする。

第三十三条第二項中「実施方法」を「実施の方法」に改め、同条を第四十七条とし、第三十二条を第四十六条とする。

第三十一条第二項第一号中「第十九条第三項又は第二十条第二項」を「第三十条第三項、第三十一条第二項、第三十二条第四項又は第三十三条第二項」に、「第二十三条第四項」を「第三十七条第七項」に改め、同項第二号中「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、「係る」の下に「鉱工業品の」を、「販売業者若しくは加工業者」の下に「、電磁的記録作成事業者、電磁的記録の販売業者、電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者若しくは販売業者若しくは役務提供事業者」を、「行う」の下に「鉱工業品の」を加え、「の公表」を「、電磁的記録作成事業者若しくは電磁的記録を記録した記録媒体の輸出業者若しくは役務提供事業者の公表」に改め、同項第三号中「第十九条第一項又は第二十条第一項の表示を」を「第三十条第一項、第三十一